

令和7年度山形県若手医師海外研修等支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、本県の地域医療をリードする医師を養成するとともに、地域の医療水準の向上と若手医師の県内定着を図るため、県内の若手医師が第4条に規定する事業に参加する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該若手医師に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療機関等 次の施設をいう。

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

ロ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

ハ 保健所その他の公衆衛生関係行政機関

(2) 海外視察 移動日を除く期間が、1週間以上1か月未満のものをいう。

(3) 海外研修 移動日を除く期間が、1か月以上のものをいう。

(4) 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 臨床研修2年目以降の医師であって、補助金の申請日時点において満40歳未満の者であること。

(2) 県内の地域医療に貢献する意欲のある者であること。

(3) 海外視察にあつては、海外視察後に引き続き、1年間、県内の医療機関等において確実に勤務できる者であること。

(4) 海外研修にあつては、海外研修後に引き続き、研修期間（移動日を除く。）の5倍の期間（当該期間が3年に満たないときは、3年とする）、県内の医療機関等において確実に勤務できる者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、外国の病院又は教育施設等において、最先端の医学知識や医療技術を修得するための視察及び研修（以下「海外研修等」という。）に参加する事業とする。

2 本補助金の対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる対象経費の実支出額と同表に掲げる補助限度額とを比較していずれか低い方の額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、知事が別に定める日までに、規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 支出計画書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 履歴書(様式第3号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の10分の2以内の増減を伴う変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第4号)に第5条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。
- 4 補助対象者は、県内の医療機関等において勤務に従事した期間が、海外視察後に引き続き、1年間に達した場合、又は、海外研修後に引き続き、研修期間(移動日を除く。)の5倍の期間(当該期間が3年に満たないときは、3年とする)に達した場合において、速やかに勤務証明書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。なお、勤務期間の取扱いとは別に定めるところによる。
- 5 補助対象者は、前項に規定する期間、県内の医療機関等に勤務しなかった場合(知事がやむを得ないと認める場合を除く。)は、補助金の全部を返還しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときはその日)から起算して30日を経過する日(交付決定時において既に事業が完了している場合は、交付決定日から起算して

1 か月を経過する日) 又は令和 8 年 4 月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 支出済額内訳書 (様式第 7 号)
- (2) 事業報告書 (様式第 8 号)

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助対象者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書 (様式第 9 号) を知事に提出しなければならない。

3 前項による請求は、前項に掲げる書類を電子ファイル化したもの (容易に編集できない形式に限る) を添付して送信する方法によりすることができる。

(帳簿の備付等)

第11条 補助対象者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を、補助金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月17日から施行する。

別表

研修等期間		対象経費	補助限度額	補助率
海外視察	1 週間以上 1 か月未満	令和 7 年 4 月 1 日以降における次の経費。 (1) 次に掲げる渡航費 (最大30万円) イ 申請時点で勤務する医療機関等から海外研修等を実施する場所までの往復の航空賃、船賃、鉄道賃、車賃等 ロ 渡航日前後の宿泊代 (2) 研修等・滞在費 (日額 1 万円) (海外研修先から給与が支給される場合は対象外)	50万円	10分の10
	1 か月以上 3 か月未満		100万円	
海外研修	3 か月以上 6 か月未満		150万円	
	6 か月以上		300万円	